

特定非営利活動法人
食品保健科学情報交流協議会

第 14 回 通常 総会 議案書

(当日ご持参ください)

日 時

平成 28 年 5 月 30 日(月) 13 時 00 分～13 時 45 分

場 所

(一財) 日本科学技術連盟東高円寺ビル 2 階講堂

東京都杉並区高円寺南 1-2-1

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会
第14回 通常総会（平成28年年度）

議事次第(案)

1. 開会挨拶（13時00分）
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議案審議
 - 第1号議案 平成27年度事業報告（案）及び平成27年度決算報告（案）
平成27年度活動・業務監査報告
 - 第2号議案 平成28年度事業計画（案）及び平成28年度予算（案）
 - 第3号議案 定款の一部改正について
 - 第4号議案 役員改選について
 - 第5号議案 その他
6. 報告事項
 - 緊急提言「地震発生時における食品の安全確保に関して」について
7. 閉会挨拶（13時45分）

以上

平成27年度事業報告（案）

はじめに

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会（略称：NPO 法人食科協）は、平成25年度に10周年に発信したコミットメントを活動の基本方針として展開することとし、これに基づき活動している。

平成23年3月に発生した東日本大地震と福島原発事故については、平成27年度においても、影響と課題が残されている。原発に対する不信は払拭されず、事件の終点が見えないとして、食への影響を懸念する声が続いている。放射能と食品の安全に関わる情報の収集を継続しリスクコミュニケーションへの関与を継続して行った。

平成25年6月に制定され食品表示法については、26年度末に食品表示基準が告示され、各業界団体、事業者、地方自治体においては、新食品表示法に関する消費者への情報提供をするとともに、まだ、方針が確定されていない原料原産地表示や固有記号表示などの情報を収集しているところである。当協議会においても表示基準に係る情報の収集をするとともに、ニュースレター、ナビ検定クイズなどによる情報提供を行った。

平成26年5月に「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」が厚生労働省から通知され、各自治体において関連する条例・規則等の改正を行い、HACCP導入推進のための食品衛生監視員の教育や事業者への働きかけをしているところである。また、一部の報道によると厚生労働省においてHACCPの義務化を検討しているとのことである。このような状況において、各自治体の導入推進のためへの支援を実施しているところである。

食中毒については、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒は相変わらず継続し多発した。また、前年度に続きアニサキスを中心とする寄生虫による食中毒発生も注目された。今年もこの傾向が継続することが予想されるので情報を収集を強化し、必要に応じ提供することとしている。

また、学校給食等における異物混入事例が多く報道されている。

前年における意図的な食品への農薬の混入事件等への食品事業者等による具体的な対策導入が進められた。一方で、廃棄物とされた食品が流通し、消費された事件が発生し、消費者の安全に対する不安を引き起こしたところである。この問題は、食品の廃棄に対する責任等の明確なルールを再確認する必要があるだけでなく、安易な廃棄行動である消費可能な食品の無原則的な廃棄を禁止するなどについてもルールを定めるべきであるとする意見が多く見られた。

自主回収のあり方と合わせて検討課題として、議論を重ねることとしている。

国際的課題については、従来輸入食品への対応が中心であったが、輸出食品への

取り組みが重要であるとして、国内食品事業者のHACCPへの取組や米国食品安全強化法（FSMA）への対応などに表れている。特にFSMAについては最終的な規則が示されたところである。このような中で、HACCPへの関心からISO22000、FS22000、GFSIなどへの関心が強まり、これに関する講演会では参加者から、さらなる開催の要望があり、継続して講演会等を実施することとしている。TPP（環太平洋戦略的経済協定）の問題については、去る2月には関係国の閣僚らによる署名がされたところである。これまでは情報が制御されており食品安全への影響についての具体的な内容が国会等において示されるので、その推移を見ながら検証することとしている。

上記のような社会情勢・行政機関の動向を踏まえ、食品の安全確保を脅かしかねない実情に対応するため、食科協は食の安全リスクコミュニケーションの推進及び食の安全の施策への調査・提言を柱とした情報提供・技術指導事業、学術交流会事業、調査研究事業、組織の強化などの諸事業の積極的な実施に努めるとともに、内外の関係機関団体等との連携の輪を拡げることとしている。

I NPO 法人食科協の運営等

1 第13回通常総会の開催

平成27年6月3日(水)午後1時から(一財)日本科学技術連盟本部セミナールームにおいて、過半数(102名中委任状(37名)を含む80名)の正会員が出席し開催された。

会議は、関澤純理事長の挨拶に続き、議長に関澤純氏が選出され、前もって配布されていた議案書の第1号議案 平成26年度事業報告(案)及び平成26年度決算報告(案)について、第2号議案 平成27年度事業計画(案)及び平成27年度予算(案)について、第3号議案 役員改選について、第4号議案 その他について、順次慎重に審議された。その結果、第1号議案及び第2号議案はいずれも原案通り承認された。第3号議案で秋田勝理事の退任と馬場良雄理事の就任が承認された。第4号議案 その他では、追加議案は提案されなかった。

2 理事会の開催

(1) 平成27年度第1回理事会は、平成27年6月3日(水)11時から12時まで(一財)日本科学技術連盟本部会議室において理事13名中12名(委任状提出の1名を含む)が出席して開催された。

関澤理事長が議長となって、同日午後開催の第13回通常総会の議題及び運営、役職役員の選任、総会后開催の平成27年度会員研修講演会の運営等について協議し、了承された。

(2) 第2回理事会は、平成27年11月6日(金)11時から12時まで(一財)日本科学技術連盟本部会議室において理事13名中12名(委任状提出の3名

を含む)が出席し開催された。

会議では、平成27年度前期事業活動の実施状況、平27年度前期予算の収支状況及び同日午後開催の第14回食品保健科学情報協議会公開講演会の運営等、平成27年度後期の食科協事務の運営などについて協議し、了承された。

3 常任理事会等の開催

常任理事会は、毎月1回を目途に開催され、NPO 法人食科協の運営、事業活動計画の実施、予算の執行等につき協議が行われた。今年度は常任理事会を12回開催した。必要に応じて運営委員会と合同会議を開催した。また、運営委員会もメンバーの増員を図るとともに、運営委員会を12回開催した。なお、状況により、常任理事及び運営委員による合同会議を実施した。

4 会員の入退会

平成28年3月31日現在

正会員数	101名	(前年 102名)
賛助会員数	14社、	(前年 15社)
特別会員	1社	

II 事業報告

1 概要

平成25年度の食科協創立10周年を機会に発信したコミットメントに基づく活動を開始したところである。

平成27年度には、25年に制定された食品表示法に基づく食品表示基準の策定がされ告示され、また、26年度早々には「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」の改正があるなど食品の安全を取り巻く状況に大きな変化があり、これに対応する方針の検討するための情報収集及び発信をしたところである。

また、食を取り巻く国際環境においても、TPPの関係国による同意や米国におけるFSMAの最終的規則の告示など日本の食品の輸出入に大きな影響をもたらす変化があり、これに対応する情報収集や講演会等を行ってきたところである。

2 学術交流会事業

(1) 食科協会員研修会の開催(公開講演会として実施)

6月3日の第13回通常総会終了後、例年会員研修会を実施していたが今年度は、食品関係事業者、行政関係者に影響があるガイドラインの改正に関わるものであるため公開講演会として実施した。

テーマ 国内食品事業者における「HACCPによる工程管理」の普及とそ

の具体的推進について

座長 NPO 法人食科協常任理事 森田邦雄氏

基調講演 食品安全行政の最近の動向について

～ HACCP 導入の具体的推進について ～

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長 滝本浩司氏

講演 I HACCP 普及をめぐる自治体の取組について

千葉県健康福祉部衛生指導課課長 水田 勲氏

(全国食品衛生監視員協議会会長)

講演 II HACCP 普及をめぐる食品事業者への支援について

(一社) 日本惣菜協会教育事業部デリカアドバイザー 薄 宗仁氏

パネルディスカッション

座長 NPO 法人食品保健科学情報交流協議会 森田邦雄氏

パネリスト 講演者 滝本浩司、水田 勲、薄 宗仁の各氏

(2) 公開講演会の開催 (ご後援 (一財) 日本科学技術連盟様)

11月6日の第2回終了後に、銀座ブロッサムにおいて、食中毒予防に係る最近の話題について公開講演会を開催した。

テーマ 食品添加物等の最近の話題について

～殺菌料の生鮮食品(野菜・食肉)への使用について～

基調講演 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 山本史課長

食品安全に関わる最近の話題から(仮題)

講師 エコラボ合同会社製品法規管理室 中曽根友朗マネージャー

生鮮食品等に有効な殺菌料過酢酸製剤等について

コーディネーター (一社)食肉科学技術研究所 森田邦雄専務理事

(NPO 法人食品保健科学情報交流協議会 常任理事)

パネルディスカッション

座長 森田邦雄氏

パネリスト 講演者 山本史、中曽根友朗の各氏

2 情報提供、技術指導関係事業

(1) 食品の安全に関する講演会

TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) が関係国の合意を得て、FSMA (米国食品安全強化法) については、その法規制の最終的な概要が定まった。これらによる輸出食品事業者を中心にその影響についての情報が求められている。さらに、このようなTPPやFSMAの状況下、国内におけるHACCP導入の動きや、海外における食品安全確保対策のためにISO22000、FSSC22000やGFSIなどの認証取得の動きが進んでいることから、(一財) 日本科学技術連盟ISO審査登録センター様との共催により講演会を開催することとした。

テーマ : 食品安全に関わる海外情報について

～F S M A及びT P Pにおける食の安全に関する状況について～

① 東京会場 平成 28 年 1 月 25 日 (月) 12 時 30 分から

日科技連東高円寺ビル 地下 1 階講堂

座長 : 東京会場 N P O 法人食科協 森田邦雄氏

基調講演 : 輸入食品の安全確保対策について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

監視安全課輸入食品安全対策室長 三木 朗氏

講演 1 : F S M A 法規則案の現況(その後)について

寺原事務所

寺原正紘氏

講演 II : ISO22000 と F S S C 22000 の認証取得状況について

日科技連 ISO 審査センター食品安全審査室長

白戸 聡氏

講演 III : G F S I の現状について

イオン (株) 品質管理部長

岸 克樹氏

意見交換会 : 4 名の講演者と座長による

② 大阪会場 平成 28 年 1 月 29 日 (金) 13 時から

(一財) 中央電気倶楽部ビル 5 階ホール

座長 : 大阪会場 (一財) 日科技連 渡辺清隆氏

基調講演 : 輸入食品の安全確保対策について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

監視安全課輸入食品安全対策室長 三木 朗氏

講演 1 : F S M A 法規則案の現況(その後)について

寺原事務所

寺原正紘氏

講演 II : ISO22000 と F S S C 22000 の認証取得状況について

日科技連 ISO 審査センター食品安全審査室

渡邊清孝氏

講演 III : G F S I の現状について

イオン (株) 品質管理部長

岸 克樹氏

意見交換会 : 4 名の講演者と座長による

(2) 意見の表明と食科協ニュースレター、ホームページ等の充実

ニュースレターについては、第 141 号 (4 月号) から第 152 号 (3 月号) まで、各分野の専門家の巻頭言、及び食科協の活動状況、行政情報、消費者情報、企業情報、学術・海外行政情報等に関する主な最新ニュースを掲載した。また、今年度から会員の声コーナーを設け会員からの提案、情報の提供を掲載した。

27 年 1 月から開設した会員向け情報サービス「食科協かわら版」は 4 月に第 9 号を発信し、年度末に第 48 号を発信し、食の安全・安心に関する会議等の情報の提供を行っている。

なお、食品の安全に関する諸問題に対する意見表明等については特に実施し

なかった。

(3) リスクコミュニケーション部会の活動

リスクコミュニケーション部会は、リスクコミュニケーションの実践による普及を目指す活動を中心に実施してきたところである。

食科協では、添加物については従来から、適切なリスク評価とリスク管理に基づき通常に使用において安全なものであると主張してきた。生野菜や食肉の生食による食中毒対策として、生鮮食品に対する殺菌剤の使用に係る申請が出されたことに関する講演会を開催した。

食の安全に関する諸問題で、行政処分や自主回収のあり方に関する疑問の残る規定や多処分について、具体的に如何にあるべきかを考える勉強会の開催を常任理事・運営委員合同会議の場で数回にわたり検討したが結論を得られず、勉強会の開催ができなかった。28年度の課題として継続し検討することとなった。

(4) 食の安全施策調査部会の活動

平成26年度は、食の安全に関わる制度の変革の年として、食品表示法に基づく表示基準の策定及び管理運営基準のガイドラインの改正に基づく地方自治体における規則・条例等の改正がされた。表示については施行までに時間があることから、まだ基準の全体が確定していない状況であるので、その検討経過等について情報を収集し、提供している。

管理運営基準のガイドライン改正に関連し、厚生労働省の研修会、自治体の講演会、その他の講演会等への講師の派遣を行うなど、HACCP導入への協力支援を行っているところである。

(5) 講師派遣・出版等

関澤 純

平成27年4月 福島の帰還困難地域の母親向け食の安全セミナーで講演

5月 全国製麺協同組合連合会通常総会に出席

8月 NPO法人食の安全と安心を科学する会(SFSS)の「食の安全・安心最適化にリスクミは有効か？」フォーラムで「食の安全要因と人の要求(安心)要因を探る」を講演

10月 大阪いずみ市民生協消費者力育成セミナーで、大阪府立大学で「食と健康～「安全」と「安心」のギャップをうめる」を講演

10月 台北で開催された The 6th International Conference on Nutrition and Physical Activity に出席し、食の安全ナビ検定クイズの中国語版の追加を国立台湾大学食品科学技術研究センター教授と協議

- 10月 2015 消費者行動月間連続セミナーのため東京都多摩消費生活センターで「食のリスクって何だろう～どう読んで、どう選ぶ～」を講演
- 10月 平成27年度第2回徳島食の安全・安心審議会に会長として出席
- 11月 日本リスク研究学会第28回年会で「食の安全対策に関するこれまでの取り組みと今後の課題 ～アジアや世界の動向も参照して」を講演
- 11月 武蔵村山市主催の市民対象消費者講座で「誰でも分かる～放射能と食品選びのコツ」を講演
- 平成28年1月 関東地区婦人連絡協議会学習会（東京都消費生活総合センター）で、「食の安全と安心ーリスク対応はどうする？」を講演
- 2月 習志野市、消費者庁共催の消費生活講座で「気になりますか？食品などに含まれる化学物質と健康被害」を講演
- 3月 平成27年度第3回徳島食の安全・安心審議会に会長として出席

北村 忠夫

- 平成27年5月 千葉県主催のHACCPチャレンジセミナー&相談会へ「HACCPを普及推進する会」へ食科協として参加(毎月開催)
- 7月 千葉県食の安全・安心協議会に出席
- 11月 厚生労働省HACCP指導者養成研修会にて「HACCP導入事例の紹介」を講演（名古屋・大阪・埼玉会場）
- 11月 大阪府食品衛生監視員協議会にて「これからのHACCP推進を考える」を講演
- 平成28年2月 千葉県食の安全・安心協議会に出席
- 2月 埼玉県食品衛生技術研修会にて「これからのHACCP導入を考える」を講演
- 2月 食料・農業・環境を考える千葉県フォーラムにて「食の安全と安心について～リスク管理の視点から～」を講

森田邦雄、岩沼幸一郎、土肥暁

- 平成27年10月 品質月刊委員会発行の品質月刊テキストNo. 414「HACCPシステム構築ポケットガイド」の編集・監修を食科協が行う。（監修者森田邦雄・著者岩沼幸一郎、土肥暁）

3 調査研究事業

平成22年度厚生労働科学研究「対象別の適切な食品安全情報の教材と食品安全ナビゲーター養成プログラムの開発に関する研究」研究代表者 関澤 純

(現食科協理事長)に研究協力をした。27年度も食科協独自事業として継続し、これまでの作品の見直しを行い発信した。

このクイズの活用について、関澤理事長が中国語版の追加を国立台湾大学食品科学技術研究センター教授と協議をした。

4 交流事業

- (1) 講演会・勉強会等において、(一財)日本科学技術連盟様には、平成26年度の食品表示の講演会に続き、今年度は「食品安全に関する海外情報」講演会について共催いただいた。
- (2) 国立台湾大学食品安全教育・研究センターと「食の安全ナビ検定クイズ」の活用について継続的に連携し、理事長が会議等の際に出席した。

以上

平成27年度予算執行状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

単位:円

科 目	平成27年度 予算	平成27年度決算案		備 考
収 入	2,930,500	2,467,716		
会費収入	1,990,000	1,612,500	-377,500	
正会員会費	550,000	492,500	-57,500	5000円98名 1250円2名 前年 度済1名
賛助会員会費	1,440,000	1,120,000	-320,000	15社⇒14社（ほかに特別賛助 1）
事業収入	900,000	797,500	-102,500	
情報提供技術指導事業	300,000	184,000	-116,000	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	500,000	612,000	112,000	
調査研究事業	50,000	1,500	-48,500	
国際協力事業	50,000	0	-50,000	
管理費収入	40,000	47,500	7,500	
	40,000	47,500	7,500	懇談会費等負担金
寄付	0	10,000	10,000	
利息	500	216	-284	
前期繰越	1,017,567	1,017,567		
普通預金	1,017,567	1,017,567	0	
収 入 合 計	3,948,067	3,485,283	-462,784	
支 出				
事業費	1,690,500	1,115,085	-575,415	
情報提供技術指導等事業	490,500	307,028	-183,472	
講師料	150,000	30,000	-120,000	
貸金・アルバイト料	0	0	0	
原稿料	0	5,000	5,000	
資料作成	0	0	0	
交通費	30,000	0	-30,000	
会場借料設営費等	5,000	2,310	-2,690	
会議費	100,000	111,842	11,842	
印刷製本費	150,000	103,680	-46,320	
郵便宅配料	30,000	21,138	-8,862	
消耗品費	5,000	0	-5,000	
雑費	20,000	32,492	12,492	
振込手数料	500	566	66	
苦情相談事業	10,000	0	-10,000	
苦情相談事業	10,000	0	-10,000	
学術交流事業	1,025,000	710,897	-314,103	
講師料	200,000	100,000	-100,000	
交通費	100,000	83,800	-16,200	
会場借料設営費等	50,000	28,870	-21,130	
会議費	200,000	163,343	-36,657	
印刷製本費	200,000	124,416	-75,584	
郵便宅配料	200,000	3,286	-196,714	
消耗品費	5,000	414	-4,586	

平成27年度予算執行状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

単位:円

科 目	平成27年度 予算	平成27年度決算案		備 考
雑費	60,000	80,000	20,000	
資料作成	0	125,960	125,960	
振込み手数料	10,000	808	-9,192	
調査研究事業	135,000	97,160	-35,700	
人件費	100,000	92,100	-7,900	
事務経費	20,000	0	-20,000	
アンケート調査費	10,000	0	-10,000	
ワークショップ経費	0	0	0	
交通費	0	2,200	2,200	
郵便宅配料	5,000	1,078		
振込手数料	0	1,782		
国際協力事業	30,000	0	-30,000	
国際交流事業	30,000	0	-30,000	
管理費	2,257,567	1,829,093	-428,474	
賃金・アルバイト料	800,000	744,000	-56,000	
交通費・旅費	150,000	129,909	-20,091	
会議費	50,000	92,120	42,120	
会場・設備借料	0	0	0	
家賃・管理費	320,000	324,005	4,005	新規（家賃1万円+管理費+税 =27000）+前年度5円不足分
通信費	200,000	145,169	-54,831	
リース料	200,000	117,633	-82,367	コピー機更新月9,396 x 13月 -旧1か月分相殺
資料作成費	0	0	0	
郵便宅配料	30,000	26,373	-3,627	
パソコンメンテナンス料	0	90,349	90,349	プリンターメンテナンス
備品・図書購入費	50,000	7,702	-42,298	
情報収集費	10,000	15,800	5,800	
学会・研究参加費	0	0	0	
消耗品費	100,000	31,937	-68,063	
水道・光熱費	80,000	66,818	-13,182	
雑費	50,000	23,454	-26,546	
慶弔費		5,076	5,076	
租税公課	20,000	0	-20,000	
振込み手数料	10,000	8,748	-1,252	
予備費	187,567	0	-187,567	
郵便局⇒銀行				
支 出 合 計	3,948,067	2,944,178	-1,003,889	
当期収 支 差 額	0	541,105	541,105	
次期繰越収支差額	0	541,105	541,105	

※貸借対照表の資料欠落

議事録によれば、

第1号議案 平成27年度事業報告（案）及び平成27年度決算報告（案）については、慎重に審議された結果、原案通り議決された。

と記録されていた。

【2021.03.20 日比野；新ホームページへアップするために本資料作成】

平成 27 年度活動・業務監査報告

定款第 15 条第 7 項の監事に関する規定に基づき、平成 27 年度における活動・業務及び会計の監査を平成 28 年 4 月 13 日及び 19 日食科協事務所において実施したので、次のとおり報告する。

1. 監査の方法

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、事業報告書、収支計算書及び領収書、並びにこれらに関する帳票類の正確性を監査した。
- (2) 活動・事業監査については、常任理事会に可能な限り出席して業務の執行状況を観察するとともに、事業報告書及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて活動・業務の執行の妥当性を監査した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書及びこれらに関する帳簿類の記載金額は一致し、収支状況及び財産状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は定款に基づき運用されており、真実である。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は定款に違反する事実はないと認める。

以上

平成 28 年 5 月 30 日

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会

監事 印

監事 印

平成28年度事業計画（案）

基本方針

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会(略称:NPO法人食科協)は平成25年度に10周年を迎え、今後のあり方を明確にするコミットメントを発信し、この内容に沿い活動を展開することとした。今年度においてもこれを基本として活動を継続することとしている。

東日本大震災・大津波及びこれに伴う福島第1原発事故から5年を経過して、いまだに解決されない問題が山積している。海洋汚染水の漏えいを含めた食品の安全と放射性物質に関わるリスクコミュニケーションを継続するとともに、情報の収集・発信を継続して行うこととしている。

25年に制定された食品表示法に基づく食品表示基準が26年度末に告示され昨年度当初から施行となった。しかし、猶予期間が先のことや未だ確定されていない原料原産地表示などの項目があり、Q&Aについても整理されていないなどにより、製造、流通関係事業者の取組が進んでいないとされている。従来の基準に加え、栄養表示の義務化、機能性表示制度の新設など新たな制度が加えられた。具体的な表示について個別規定の情報を収集するとともに、情報の提供や勉強会を継続的に開催し、必要に応じ相談等に対応することとしている。

国内食品製造業におけるHACCPシステム普及については、厚生労働省の「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」改正に基づき、各自治体において条例改正等を行い、食品事業者への周知や食品衛生監視員に対する研修等を実施・支援しているところである。食科協としても、HACCPシステムが食品の安全管理において有効であるところから、食品事業者のHACCP導入支援の勉強会等について地方自治体等への協力を継続することとしている。

さらに、厚生労働省がHACCPシステムの導入義務化を検討している旨の報道されたところである。これにより食品事業者の意識の変化が見られており、導入を希望する方向に転じている。これらの事業者や各自治体の進める方策への支援をすることとしている。

これら、新表示基準及びHACCP導入については、新たな課題として、「食品安全ナビ検定クイズ」の作成等について検討をしているところである。

食中毒については、ノロウイルス及びカンピロバクターを原因とするもの発生傾向は継続し、アニサキス等による寄生虫食中毒等の新しい問題が発生している。これらの発生状況等について、常に情報の収集に努めることとしている。また、近年続いている年間を通じての異常気象の発生可能性があるため、その食品安全への影響に注目し情報を収集し、状況に応じて対策について提供をすることとしている。

国内の食品製造業において、24年度には意図的な食品への農薬の混入事件が発生した。これまでは机上の議論であったフードディフェンスについて身近なものとして注目され、各企業において導入を具体的にされているところである。

また、異物混入事例をウェブサイトに掲載し、その予想される危害を超えたセンセーショナルな取り上げ方をされることが多々あった。そのような中で、食品メーカーが廃棄物として処理された食品が小売店に流通していたことが発覚し、さらに拡大したことにより消費者の不安は大きなものとなったところである。このことは、廃棄物を食用としたことへの非難と共に、食品事業者による安易な廃棄や回収が行われていることへの警鐘でもあるとの考え方もあり、食用可能な食品等の廃棄・回収について意見を集約する勉強会の開催を検討している。

食品の国際流通については、輸出食品への国の対応が強化されるなど大きな変化が見られる。当面するTPPの問題については、この批准のための国会審議等を経て明らかにされる内容について検証することとしている。規制緩和や食品のグローバル流通に伴う規制や試験法の国際的調和などの課題が発生すると想定されているところだ。

また、米国食品安全基本法に基づく各規定が公表されたことから昨年度末に講演会を実施したところである。さらに、今後輸出入食品の安全対策に対する食品事業者の対応に変化が求められることが予測されるので、これに係る情報の収集と講演会等の開催を状況により実施する。

上記のような社会情勢・行政機関の動向を踏まえ、食品の安全確保を脅かしかねない実情に対応するため、食科協は食の安全リスクコミュニケーションの推進及び食の安全の施策への調査・提言を柱とした情報提供・技術指導事業、学術交流会事業、調査研究事業、組織の強化などの諸事業の積極的な実施に努めるとともに、内外の関係機関団体等との連携の輪を拡げることとしている。

I NPO 法人食科協の運営

1 組織の強化

25年の10周年記念式典で発信したコミットメントを多くの方に活動を通じて理解して頂き、活動への賛同者を増やしていくよう努めているところであるが、実態として会員の減少は続いている。

食の安全に関する問題、課題が山積する中で、講演会・ワークショップ等の開催、ホームページによる情報提供などこれまでの活動を継続強化するとともに、メディアの活用など、いろいろな機会を利用して食科協の活動内容を広報、説明し、食品事業者、食品衛生監視員、消費者等の食科協への参加及び支援を呼びかけ、正会員及び賛助会員の増員を図る。多くの課題に対応するため、事務局体制を強化するとともに、各部会の活動を積極的に行い、新たな活動の展開方向を探る。

また、食の安全に関する内外の機関・団体と連携をするなど、活動展開の場を広げるとともに組織の強化を図りたい。

2 通常総会等の開催

- (1) 第14回通常総会は、平成28年5月30日(月)午後1時から(一財)日本科学技術連盟において開催し、平成26年度事業報告案及び決算報告案、平成27年度事業計画案及び予算案及び役員改選の議案等を審議する。
- (2) 理事会は、第14回通常総会開催日(平成28年5月30日(月))の午前、及び10月又は11月の第15回公開講演会開催日の午前の2回開催し、総会に付すべき事項、平成28年度事業計画及び予算の執行状況に関する事項等を審議する。
- (3) 常任理事会は原則として毎月開催することとし、食科協の運営全般、並びに情報提供、技術指導、学術交流会等の業務の執行や結果の評価などを協議する。また、必要に応じ、運営委員会と連携を図る。
- (4) 運営委員会は常任理事会の討議案件の準備をするとともに、食科協の運営に関わる必要な事務の中心的役割を担うものである。これまでの活動実績から、今年度の総会において定款に組織を規定するよう提案することとした。

II 事業計画

1 概要

基本方針に基づき、会員に直接役立つこと、会員が要望すること、消費者の関心が高いことなどに関連する情報の収集に努め、それらを講演会・意見交換会のテーマ、ニュースレターやホームページの内容、部会活動等に反映させるとともに、会員同士の情報と意見の交換の場のあり方を検討する。

また、食品事業者及び消費者の要請に応じた技術指導、勉強会等の開催、講師等専門家の派遣等の活動を行うこととしている。

2 学術交流会事業

(1) 会員研修会の開催

例年通常総会後に実施している会員研修会は、本日5月30日(月)の第14回通常総会終了後、同会場において14時から、「食品安全行政の最近の動向について」をテーマとし、HACCP導入や食品表示基準の動向・を主たる内容として行うこととしている。

- (2) 食品の安全確保等に関する最新情報をテーマにした第15回食品保健科学情報公開講演会を10月又は11月に開催する。

3 情報提供、技術指導関係事業

(1) ニュースレター、かわら版及びホームページの充実

これまでの構成を基本として、会員の意見を聞きながら編集し、前月のニュースを翌月中旬に発行する。ニュースレターの配付は、会員等の理解を得ながら、Eメール送信を原則とする。

会員の要望を伺いながら、定期的な更新・新コンテンツの追加などを行うとともに、会員からの情報提供や投稿をお願いするなどしながら、食の安全及び適正な表示に関する情報提供の充実に努める。

特に、ニューズレターの巻頭言を毎号掲載により復活し、各号についてテーマを決めて関係者に執筆依頼をすることを検討する。巻頭言に限らず、紙面討論のテーマと人選の募集も考えるなど、紙面活性化を図る。

(2) 食科協勉強会・ワークショップ等の開催

食の安全に関する課題について、理解を深め、必要に応じて食科協の考え方を提言するなど「時宜を得た食品の安全確保に関する内外の話題」をリスクコミュニケーション部会、食の安全施策調査部会における検討を踏まえて、リスクコミュニケーションを推進するための勉強会等を開催する。今年度取り上げるテーマの候補について検討する。

- ・食品表示基準の推移、
- ・HACCP をについて、自治体の進める事業への協力、支援を通じて、食品事業者等、消費者への勉強会、ワークショップの開催を実施
- ・複雑化する食品の国際流通と国際規格
- ・廃棄食品の流通事件から考えられる諸課題
- ・その他、消費者や食品事業者から要請のある課題

また、これらの講演会・勉強会等は問題意識を共有する団体等とともに開催することも検討したい。

(3) リスクコミュニケーション部会

「消費者が主役の時代」であることを意識し、未だ消えない無添加を標榜するなどゼロリスクを宣伝する社会的風潮に対し、食科協は直接消費者を対象とする取組が少なかった、そこで消費者向けの「食情報を考える」等のテーマによる勉強会を検討したい。

また、食品表示法に基づく食品表示基準やHACCP導入などについて、これらに取り組む食品事業者とこれらにとどまらない変化する食品を取り巻く環境の影響を受ける消費者に対応するリスクコミュニケーションを開催する。

さらに、食科協の取り組みでこれまで得られた成果物「食の安全ナビ検定」を活用するため、地方自治体、保健所、消費者団体等との連携を強化し、例えば、「食の安全ナビ検定」を活用を目的とした勉強会の開催することとしている。

(4) 食の安全施策調査部会

食科協として社会的などの問題に対し、会員に対する情報提供のほか、それらのあり方について調査、検討し必要に応じ社会へ提言することを目的に、

「食の安全施策調査部会」を設置し、食品安全に関わる問題について情報の収集をするとともに問題点に対し食科協としての視点を明確にし、共通認識を得るためのワークショップ・勉強会を実施してきた。

今年度も、食品表示基準、食品事業者の HACCP の導入等の課題に対応する自治体や食品事業者に対する協力、支援を行うほか、必要に応じ勉強会、講演会を実施する。

4 調査研究事業

平成 22 年度厚生労働科学研究「対象別の適切な食品安全情報の教材と食品安全ナビゲーター人材養成プログラムの開発に関する研究」の発展的な活用を目指し、食の安全確保に関する講演会、意見交換会及びアンケート調査を実施する。平成 21 年度研究の成果物「食の安全ナビ検定クイズ」の充実と普及に関する事業を継続し、内容について時点修正を行うこととしている。特に、新表示基準や HACCP 導入への対応は食品事業者にとって極めて重要なことであり、営業に直接に影響するものである。また、消費者にとっても食品の購入資するためとなる重要な情報である。

このことから、食品事業者及び消費者それぞれに分かり易い解説をするとともに、行政等においても活用できる「食の安全ナビ検定クイズ」の作成をはじめとするツールの開発を検討する。このために「食の安全ナビ検定クイズ」の検討作成するチームの編成をし、成果物の効果的な活用を検討する。

5 その他関連事業

食の安全に関わる時事的問題等へのために、引き続き、問題意識を共有する関連団体等と連携し事業を行う。

これらの活動実績を発展させ国際交流事業の進展について検討をする。

以上

平成28年度予算案（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

単位:円

科 目	平成27年度決算	平成28年度予算案		備 考
取 入	2,467,716	2,587,000		
会費収入	1,612,500	1,830,000	217,500	
正会員会費	492,500	550,000	57,500	101 → 110名
賛助会員会費	1,120,000	1,280,000	160,000	14 → 16社分
事業収入	797,500	701,500	-96,000	
情報提供技術指導事業	184,000	200,000	16,000	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	612,000	500,000	-112,000	
調査研究事業	1,500	1,500	0	
国際協力事業	0	0	0	
管理費収入	47,500	45,000	-2,500	
	47,500	45,000	-2,500	懇談会費等負担金
寄付	10,000	10,000	10,000	
利息	216	500	284	
前期繰越	1,017,567	541,105		
普通預金	1,017,567	541,105	-476,462	
収 入 合 計	3,485,283	3,128,105	-357,178	
支 出				
事業費	1,115,085	1,036,000	-79,085	
情報提供技術指導等事業	307,028	403,000	95,972	
講師料	30,000	50,000	20,000	
賃金・アルバイト料	0	0	0	
原稿料	5,000	50,000	45,000	
資料作成	0	10,000	10,000	
交通費	0	0	0	
会場借料設営費等	2,310	20,000	17,690	
会議費	111,842	100,000	-11,842	
印刷製本費	103,680	120,000	16,320	
郵便宅配料	21,138	20,000	-1,138	
消耗品費	0	2,000	2,000	
雑費	32,492	30,000	-2,492	図書券、お茶等
振込手数料	566	1,000	434	
苦情相談事業	0	0	0	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	710,897	508,000	-202,897	
講師料	100,000	100,000	0	
交通費	83,800	60,000	-23,800	
会場借料設営費等	28,870	20,000	-8,870	
会議費	163,343	100,000	-63,343	
印刷製本費	124,416	120,000	-4,416	
郵便宅配料	3,286	5,000	1,714	
消耗品費	414	2,000	1,586	

平成28年度予算案（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

単位:円

科 目	平成27年度決算	平成28年度予算案		備 考
雑費	80,000	50,000	-30,000	図書券、お茶等
資料作成	125,960	50,000	-75,960	
振込み手数料	808	1,000	192	
調査研究事業	97,160	105,000	7,700	
人件費	92,100	100,000	7,900	ナビ検定クイズ資料作成
事務経費	0	0	0	
アンケート調査費	0	0	0	
ワークショップ経費	0	0	0	
交通費	2,200	2,000	-200	
郵便宅配料	1,078	1,000		
振込手数料	1,782	2,000		
国際協力事業	0	20,000	20,000	
国際交流事業	0	20,000	20,000	
管理費	1,829,093	2,092,105	263,012	
賃金・アルバイト料	744,000	750,000	6,000	
交通費・旅費	129,909	150,000	20,091	
会議費	92,120	100,000	7,880	
会場・設備借料	0	0	0	
家賃・管理費	324,005	350,000	25,995	月家賃1万円+管理費+税 =27000
通信費	145,169	150,000	4,831	
リース料	117,633	120,000	2,367	コピー機月9,396円
資料作成費	0		0	
郵便宅配料	26,373	30,000	3,627	
パソコンメンテナンス料	90,349	84,000	-6,349	パソコン月7,000円
備品・図書購入費	7,702	20,000	12,298	
情報収集費	15,800	10,000	-5,800	
学会・研究参加費	0	0	0	
消耗品費	31,937	50,000	18,063	
水道・光熱費	66,818	70,000	3,182	
雑費	23,454	20,000	-3,454	
慶弔費	5,076	5,000	-76	
租税公課	0	0	0	
振込み手数料	8,748	10,000	1,252	
予備費	0	173,105	173,105	
郵便局⇒銀行				
支 出 合 計	2,944,178	3,128,105	183,927	
当期収 支 差 額	541,105	0	-541,105	
次期繰越収支差額	0	541,105	541,105	

第3号議案

定款の一部変更について

運営委員について、新たに規定する。

第3章 役員

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2～7

8 理事長は、常任理事会を補佐し運営にかかわり、必要に応じ意見を具申するために、会員のうちから運営委員を委嘱することができる。

第4章 会議

(常任理事会の招集、開催及び議長)

第40条 常任理事会は、理事長が招集する。

2 常任理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

3 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 理事長は、常任理事会に運営委員を招集することができる。

附則 2

1 この定款の施行は、総会議決の日からとする。

第4号議案

役員改選について

第5号議案

その他

報告事項

緊急提言「地震発生時における食品の安全確保に関して」について
熊本地震における緊急提案として「地震発生時における食品の安全確保に関して」を取りまとめ、関係自治体、会員等に送付するとともにホームページに掲載した。